

(別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び利根町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 利根町新築マイホーム所得助成金の申請をしません。
- 3 以下の場合には、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に利根町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に利根町以外の市区町村に転出した場合：半額